

# 会 議 録

## 1 会議名

平成27年度第10回板倉区地域協議会

## 2 報告（公開）

(1)新井頸南広域行政組合の解散について

(2)上越市自然環境保全地域の指定について

## 3 協議（公開）

(1)諮問事項について

・増村朴斎記念館の廃止について

・上越市過疎地域自立促進計画（案）について

(2)自主的審議事項について

ア 地域振興部会

イ 健康福祉部会

ウ 産業建設部会

エ 地域活動支援事業審査基準検討部会

(3)その他（公開）

・やすらぎ荘の工事予定について

・平成27年度地域協議会の費用弁償に係る取り扱いについて

## 4 開催日時

平成27年12月15日（火） 午後6時00分から午後8時20分まで

## 5 開催場所

板倉コミュニティプラザ 201・202会議室

## 6 傍聴人の数

0人

## 7 非公開の理由

なし

## 8 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

・委 員：平井達夫（会長）、大口ハル子（副会長）、新井清三、小林良一、

徳永妙子、小川政彦、西田節夫、中嶋隆一、古海誠一、上原明紀、  
小林澄子、丸山公星、上野きみえ

- ・木田庁舎：生活環境課 山田課長、玉井係長  
健康づくり推進課 横山課長、米川副課長  
環境保全課 村山課長、小林副課長、新保係長  
自治・地域振興課 小林副課長、渡来係長  
文化行政課 中西課長
- ・事務局：板倉区総合事務所 五十嵐所長、久保田次長、山岸総務・地域振興  
グループ長、武藤市民生活・福祉グループ兼教育・文化グループ長  
山中産業グループ長、高嶋建設グループ長、嘉島地域振興班長、田  
中主事（以下グループ長はG長と表記）

## 9 発言の内容（要旨）

### 【久保田次長】

- ・地域協議会の開会を宣言

### 【平井達夫会長】

- ・挨拶

### 【五十嵐所長】

- ・挨拶

### 【平井達夫会長】

- ・古川政繁委員が欠席、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・報告（1）「新井頸南広域行政組合の解散について」事務局の説明を求める。

### 【生活環境課 山田課長】

- ・資料No.1により説明。

### 【上原明紀委員】

- ・ゴミの収集方法も変わると説明があったが、現在の方式と大幅に変える考えか。

### 【生活環境課 山田課長】

- ・ゴミの分別については現在、板倉区と違う分別がそれ以外の区では合併前上越市も含めて行われており、容器包装以外のプラゴミについては板倉区では燃えるゴミとし

て排出しているが、今後は不燃ゴミとして取り扱いの予定である。それ以外の分別については、従来どおりの方法である。

【上原明紀委員】

・不燃ゴミは、普通に出せないのか。

【生活環境課 山田課長】

・月に2回燃えないゴミとして出していただく。

【中嶋隆一委員】

・組合の解散によって、我々住民にどういう影響が出るかということは、妙高の施設が使えなくなるということか。それと妙高市の施設自体はあまり変わらないと思うが。

【生活環境課 山田課長】

・持ち込みゴミは新井頸南クリーンセンターに持ち込んでいただいていたが、その持ち込みができなくなる。持ち込む場合は新しいクリーンセンターに搬入していただくことになる。余熱利用施設、ホットランドは、従来の利用と変わりはない。最終処分場は、当市のゴミを持ち込むことができなくなるということで、協議を進めている。観光看板は、現在はそれぞれの所在地にある看板をそれぞれの市が引き継いで承継をし、そのまま設置していくということで、調整をしている状況である。

【健康づくり推進課 横山課長】

・経塚斎場は、これまで板倉区と中郷区の皆様からお使いいただく広域行政組合の持ち物として今まではなっていたが、組合解散後は妙高市の斎場という位置づけになる。今後、火葬の受け入れについても妙高市と協議させていただきたいと考えている。

【上原明紀委員】

・ゴミの持ち込みが新井ではだめだということで、東中島まで行かなくてはならないのか。

【生活環境課 山田課長】

・持ち込みについては、新しいクリーンセンターの東中島に持ち込んでいただくということになるということでご理解をいただきたい。

【上原明紀委員】

・全市全部、東中島か。そこまで持ち込まなくてはいけないのか。全市として名立とか、そこは関係ないのか。

【生活環境課 山田課長】

・通常の燃えるゴミとか燃やせないゴミ、生ゴミについては町内会の集積場に出していただく。それ以外、例えば剪定枝等、直接クリーンセンターに持っていかれるケースがあるかと思うが、それについては、中郷区と板倉区以外の全ての区、合併前上越市では東中島の第1・第2のクリーンセンターまで持ち込んでいる。今後、新井頸南行政組合が解散することにより、中郷区、板倉区についても他の区、合併前上越市と同様に東中島の新しいクリーンセンターへ直接持ち込んでいただくことになる。

【上原明紀委員】

・あまりにも距離が長いので、具体的にになると自分としては家を整理した時に相当なゴミが出るので、全部東中島まで持ち込むのは大変だ。

【生活環境課 山田課長】

・距離が少し延びるということで、負担をかけることにはなるが理解をいただきたい。

【上原明紀委員】

・少しではない。実際には、今、10分弱で行ける所が30分はかかる。それ位かかるという話である。中郷区になると40分以上かかる。単純に1箇所しかないから、全部そこに集めるという話をされているが、我々としては理解できない。

【生活環境課 山田課長】

・距離が延びるということで負担をおかけするが、それ以外の区、東頸も含めて現在は東中島にあるクリーンセンターまで、直接持ち込んでいただいているという状況も含めて、板倉区、中郷区の皆様方には是非、距離が延びるが、ご理解いただきたい。

【小林良一委員】

・ゴミの収集業者が替わるということか。現行のゴミ収集業者と集約された場合は業者が替わるのかということと、プラスチックのゴミの収集方法が一部変更ということだが、今までと違う方法なので業者と住民のトラブルが絶対に無いよう、周知徹底をお願いしたい。

【生活環境課 山田課長】

・町内会の集積場は、今ある集積所をそのまま使わせていただくので、収集運搬、収集業者についても、従来の業者に委託をするということで進めていきたい。少しプラスチックの分別が変わってくるということで、それについては、地域の住民の皆様

変わることの経緯を説明していきたい。

**【古海誠一委員】**

・妙高市から上越市に移った場合にゴミを入れる袋とか、そういう面での価格は同じなのかアップするのか、教えていただきたい。

**【生活環境課 山田課長】**

・現在は上越市の料金は板倉区、中郷区も含めて同じであり、指定袋の料金について変わりはない。今まで、燃えないゴミのシールが板倉区では使えなかったが、今後使えるようになる。持ち込みの料金についても、新井頸南クリーンセンターに持ち込んでいる料金は、今と変わらない。

**【西田節夫委員】**

・経塚山の斎場については、上越ではまだ出来上がっていないので、これはいつ頃になる予定か。

**【健康づくり推進課 横山課長】**

・新市建設計画に搭載して皆様方に新上越斎場の件については、説明させていただいてきたが、現段階では今、基本構想を作成している状況で計画年次の方も改めて計画されるということになっている。平成32年或は33年度頃には新斎場が建設されるということで、どのようなスケジュールになるか検討している。

**【西田節夫委員】**

・新井頸南行政組合なので、ゴミ焼却場と斎場と同じ時にやれば一番いいのではないか。クリーンセンターだけ先にやって斎場はまだ残っている。まだはっきり決まっていないもので、やらせてくださいというのは違うと思う。

**【生活環境課 山田課長】**

・財産処分の方法であるとか、事務の承継という細かな部分については、今現在、妙高市と協議を進めており、全てが合意できているという状況ではない。ゴミの焼却に関しては、新しいクリーンセンターで全市のゴミの処理をするということで、計画を進めさせていただいているところである。新しいクリーンセンターで、板倉区と中郷区のゴミについても、焼却処分をさせていただくという考え方は整理できているということで、ご理解いただきたい。

**【西田節夫委員】**

・それは分かるが、議員にお願いしたのは、持ち込みについては板倉と中郷が東中島まで行くので遠くなり、できれば今までどおり新井クリーンセンターで分けていただけないかという話は、議員さんがこれから話し合いをしていきたいと説明をされている。行政とすれば東中島の新クリーンセンターが完成するので、そちらへ全部持って行ってくださいというのは分からない訳ではないが、ゴミが多い場合、東中島まで行く大変なので、そこら辺も妙高市と話し合いをしていただきたいとお願いをしてある訳で、貴方方も行政の立場で妙高市ときちんと、そこら辺も踏まえて話し合いをしていただきたい。

**【生活環境課 山田課長】**

・クリーンセンターは板倉区から今までよりも距離が延びることは間違いないことだが、私どもとしては新しいクリーンセンターで上越市から発生するゴミについては、全て焼却していきたいということで考えている。今ほどの新井頸南クリーンセンターで持ち込みだけ何とかならないのかという話だが、確かに負担になることは私どもも承知をしているところではあるが、新しいクリーンセンターまで持ち込んでいただくということで、是非ご理解をいただくように、これからも皆様方をお願いをしていきたい。

**【平井達夫会長】**

・報告（１）「新井頸南広域行政組合の解散について」は以上とする。（生活環境課、健康づくり推進課の職員、退席）次に報告（２）「上越市自然環境保全地域の指定について」事務局の説明を求める。

**【環境保全課 新保係長】**

・資料No.2～5により説明。

**【古海誠一委員】**

・要望になるがみずばしょうの森は非常に素晴らしい景観で、簡易トイレが設置されているが、どう見ても簡易トイレは人が使っているようには見えない。わさび田の森についても今まで高原センターのトイレが使えたが、今年からセンターが使えなくなっているので、結局行った人はどこで用を足したら良いのか。両方とも水源の所なので、環境面ではあまりよくないので、その辺を検討していただきたい。

**【環境保全課 村山課長】**

・トイレに関しては今、仮設トイレという形でみずばしょうの森に設置されているのは承知をしており、わさび田の森にはトイレが無く、周辺の施設が今閉鎖になって利用できない状況であることは確かである。トイレの設置については、費用も掛かるということもあるが、この保全地域の指定に伴い、今後の在り方を協議の上に載せられるのではないかとと思われるので、いい方向に行ければ幸いかと思っている。

**【中嶋隆一委員】**

・わさび田の森は実は隠れたいい所であり、こういう施策自体が歓迎すべきことだと思う。中の道の整備をどのように考えているのか。

・この中にいろいろ珍しい植物が書いてあるが、私も実際に見たわけではないが、みずばしょうの森の一角にあるそうだがナベクラザゼンソウという、この地区の固有種がある。ある意味では絶滅危惧種だと聞いているが、これをいろんな文書の中に入れて込んでいくところも、一応確認した上であっていいのではないか。

**【環境保全課 村山課長】**

・ナベクラザゼンソウは信越トレイルの本線の周辺や、関田峠近辺の長野県側や信越トレイルの本線や尾根の道で確認をしているが、みずばしょうの森まで降りてきたその周辺の一部にあるという部分までしか確認しきれてない。希少種を紹介することは可能かと思うが、逆に載せることにより、盗掘の対象になる懸念がある。私どもも相談をする専門家の組織がある。自然環境保全推進委員会で上越教育大学の植物の専門の先生が委員長をしていただいている会だが、その委員会で諮るなどしてナベクラザゼンソウの取り扱いについては、少し慎重に検討させていただきたい。

・散策路や木道についてはみずばしょうの森の方は湿地に木道が設置されている。確かにわさび田の方は、せせらぎがある辺りは道が広がって、どこがルートなのか不明な所がある。わさび田の森もみずばしょうの森も維持管理の委託先と草刈等の相談をさせていただく中で、散策路が明らかになって、尚且つ全体の風情が壊れない方法がないかというようなことを、相談させていただければと思っている。

**【新井清三委員】**

・わさび田の森の中に存在しているが、環境保全ということで指定を受けると、多分、昔ながらの人工構築物の回収なんてことは多分できないと思う。というのは、県道沿いのパターゴルフ場に水道の貯水池にあたると思うが一般の方は、足の踏み込まない

場所だと思うが、知っている人が見ると「何だこれ」というような物が土の中に埋まっている。マンホールもそのままになっている。苔むした石にぶつかりながら、四方八方に水が飛んでくる清流がある。そこは県内外のカメラマンが寄りつく所である。そういうコンクリートの構築物というものは不要ではないかなというような感じがあるので、あまり人に見られない内に回収等をしていただいた方がいいのではないかな。

**【環境保全課 村山課長】**

・指定によって、そういう構築物の改変ができなくなる訳ではなくて、必要であれば事前に協議をして、その周辺への影響が少ない手法で、どのようにやればよいかという解決策を検討することは可能である。現在、それがその場にふさわしくなくて、撤去した方が望ましいという話なのか、或いは今、それが差支えなければそのまま存続させる方がいいのかというのは、お答えしかねるが改変そのものが不可能になるというわけではないし、私どもの方でそれを撤去する必要があるかどうかというのは、現地を見ながら検討することになるかと思う。そのままにしておく方が良策であれば、そっとしておくということもあるが、危険を伴うような施設であれば何かしら手法を考える必要がある。詳しい話を聞かせていただければ、どの様にすれば適切か判断できるので、また、いろんな機会に聞かせていただきたい。

**【新井清三委員】**

・もう1点、やはり春の雪解けに行くと木の枝、枯葉等がその清流のあちこちに引っかかって1枚・2枚ですと情緒を保つ光景でよいが、畑の堆肥場みたいに山になっているのは、やはりカメラマンが少し気になるので川の中に入って掃除をする、それを取り除くというような行為も私自身も行くとそういう行為に出てしまうが、そういう行為というものはいいものか、悪いものか、悪いと禁止するのであれば、やはり管理上で、そういうものを少し見栄えのいいものにしていただいた方がいいのではないかな。

**【環境保全課 村山課長】**

・上越市の自然環境保全条例の中で、自然環境保全地域を指定した場合に日常管理的な行為の禁止では無く、届出や許可が必要なものではないということですが、管理者で無い方が、そういう行為をされることについては微妙ではありますが、禁止までするものではないと考える。常識の範囲の要するに流れの位置を変えるとかという状態ではなく、上に降り積もった自然の状態のものを取り除くということであれば、国立



公園の特別地区や天然記念物指定するような原生林などの様に、どんな状況であつても人手をかけずという原則がある所とは異なるので、少し違う扱いでいいのかと思う。歯切れの悪い回答だが、禁止される程の行為では無いと理解してよろしいのかと思う。

**【平井達夫会長】**

・報告（２）「上越市自然環境保全地域の指定について」は以上とする。（環境保全課職員、退席）次に協議（１）諮問事項について議題とする。諮問112号「増村朴斎記念館の廃止について」事務局の説明を求める。

**【教育委員会文化行政課 中西課長】**

・資料No.6により説明。

**【西田節夫委員】**

・元町長と話をして止むなしという答えがあつたが、それはそれでよいが、これは昭和57年の当時の増村町長が建設をされ、記念館として発足をした。今、小学校の子供が板倉の偉人として、増村朴斎とか中村十作さんのことで、小学校の頃に勉強しているが、増村朴斎記念館を廃止して今度どうやったら、そこへ見学に行くことができるのかということ、一切出てこない。きちんと閉鎖するのならいいが、その後についての市の考え方を聞かせほしい。

**【教育委員会文化行政課 中西課長】**

・この度の記念館の廃止と郷土の偉人、偉大な先人の顕彰というのは、分けて考えている。増村朴斎先生、中村十作先生、増田義一先生、高橋文質先生、高橋達太先生、これは今、板倉区出身の偉人として5名、文化振興課の方のパネルに載っている先生方である。この5名の偉人の方については、こちらのコミュニティプラザの現在の図書館として使つてあるコーナーを改装して、特に偉人のコーナーとしてきっちり顕彰するように文化振興課、板倉区総合事務所と協議を進めている。

・廃止になる記念館については現在、1階と2階に展示が分かれているが、エレベーターも無い中で、主な展示品を1階に集約して1階のフロントだけで増村朴斎先生の業績を分かっていただけのような展示を残したいと考えている。

・案内については、施設としては廃止しますので常時、案内の方を置く訳にはいれないが、必要に応じて例えばこれまでご尽力をいただいた同窓会長のK先生とか、そういった方々と協力しあつて、本当の意味での顕彰ということもこれから考えていか

なければならないと考えている。

**【西田節夫委員】**

・看板でも出しておかないと、見学するには、総合事務所へ行って話をして開けてもらわなくてはならないので、開けた中で総合事務所の担当が説明をできるように養成しないと、説明も何もできなかつたというのでは、話にならない。特に子供にきちっと分かりやすい説明をしてあげるような体制を作っていたらいいかと困る。

・今の増村朴齋記念館をなくすということになると、一般の人は地域協議会が返事をしたから無くなったという話になる。閉鎖することについては、区全体で皆さんに周知徹底をしていただかないと、最終的には地域協議会が悪者になる。

・行政から板倉区の皆さんに分かりやすい説明をして、廃止をしますということにならないと、我々が責任を持つわけにはいかないのでは、その点についてはいかがか。

**【教育委員会文化行政課 中西課長】**

・先ほどのご質問で答えが1部抜けていた。廃止になった後も有恒高校の新入生の研修、また、委員の発言の小中学校の授業等で見学したいということであれば、総合事務所に申し出ていただければ、開館したいと考えており説明についても同窓会の皆様とこれから検討する。

・地域協議会のこの場では、廃止等について議論するものではなく廃止することによって、板倉区の住民の生活に及ぶ影響についての答申という理解をしている。ご意見をいただいた丁寧な説明については、これから当然議会の方にも条例を上程していくという作業があるので、丁寧な説明というものは肝に銘じていきたい。

**【古海誠一委員】**

・記念館の中にショーケースがあり、いろいろな書など展示されているが、製品の劣化を防ぐために家庭用の除湿器6台位使って管理しているが、廃止になった場合は、どういう管理をしていくのか。また、有恒高校の入口で素晴らしい記念館の庭園があるが、廃止後はどういう管理の方法をとるのか。

**【教育委員会文化行政課 中西課長】**

・稼働している除湿器は、廃止後も継続して管理する。記念館を廃止してもしっかり保存していくという方向には変わらない。物によって、この記念館に保存していくことが適当でない資料は、所管している総合博物館の特別収蔵庫に移したい。

・記念館の庭は記念館が廃止になっても土地の部分は上越市の文化財として、史跡の指定を受けており、文化財としての管理をしっかりとやりたい。経費についても、みっともないような管理にならないような予算だけは計上したい。

**【平井達夫会長】**

・諮問112号「増村朴斎記念館の廃止について」は諮問内容を適当と認め、答申してよいか。

**【委員】**

・「はい」の声多数。

**【平井達夫会長】**

・それでは112号「増村朴斎記念館の廃止について」は諮問内容を適当と認め、答申する。(文化行政課職員、退席)次に諮問第113号「上越市過疎地域自立促進計画案について」事務局の説明を求める。

**【自治地域振興課 小林副課長】**

・資料No.7により説明。

**【上原明紀委員】**

・法案に基づく主な財政上の特別処置で、国庫補助率のかさ上げで、例として小中学校の校舎等が2分の1から55パーセントに上げていると思うが、こういうのは9区個々に考えていいのか。要は上越市だけの問題なのか、それとも、この過疎地域に指定されている9区、それぞれが考えてもいいのか。

**【自治地域振興課 小林副課長】**

・この対象となる9区であれば補助率がかさ上げされるということである。例えば合併前の上越市は過疎地域では無いので、通常、学校を造る時には50%しか補助金はもらえない。この板倉区とか、直近の例で言うと浦川原で小学校を統合して今改修事業を行おうとしているが、それについては補助率が55%になる。

**【古海誠一委員】**

・登載事業一覧表の中で、学校教育の関連で校舎だとか施設の中で、板倉中学校だけが改造になっているが、改修と改造の違いは何か。

**【自治地域振興課 小林副課長】**

・違いはあるが、今、はっきりと回答できない。

【武藤G長】

- ・確認させていただき、回答する。

【西田節夫委員】

- ・過疎債は、どれ位まで使えるのか。

【自治地域振興課 小林副課長】

・過疎債はハード事業とソフト事業があり、ハード事業は上限が特に決まっていない。ただし、全国で1千億円の枠があり、補助金と同じような形で毎年度申請をして採択をされ、過疎債の発行が認められる。限りなく補助金に近い形のもので、全国での枠はある。ソフト事業は現在、上越市はだいたい3億円の枠が設定されていて、平成26年度の決算ベースで言うとハードとソフト併せて9億2千万円の過疎債を使っている。

【西田節夫委員】

- ・早くやった方が勝ちということか。

【自治地域振興課 小林副課長】

・全国の枠というのは毎年の枠で、今回法律が改正されて5年の期間が延長されたので、少なくともその5年間で例えば1年目は2千億円とか2年目が2千何百億円という形になる。できるだけ早めに採択を受けた方が得になるのは間違いない。

【丸山公星委員】

・冊子の計画22ページ以降にいろいろと事業が掲載されているが、(9)の過疎地域自立促進特別事業ということになると結構、全市的な事業が上がっていると思うが、特に過疎の9区以外の事業が結構載ってきているが、どのような考え方で上がるのか。

【自治地域振興課 小林副課長】

・これらの事業についても、過疎地域で行われているものだけが過疎債の対象になる。分かりやすい例では62ページに地域活動支援事業があるが、ご存知のとおり地域協議会でいろんな方針採択をしていただいている。28区にそれぞれ事業があるが、の中で過疎地域に該当する9区の方は、地域活動支援事業に過疎債を充てることが可能になるが、それ以外の区については過疎債を充てられない。全市的な事業であっても、9区で行う事業であれば過疎債を充てることができるということで、全市的なものも載っている。

【中嶋隆一委員】

・過疎債は有利な借金との説明だが、例えば1億円借りた場合、その7割は返さなくていいとか、3割だけ返すということか。

【自治地域振興課 小林副課長】

・返さなくていいという訳ではなく、例えば1億円借入をして10年間で返すとしたら、1千万円プラス利息分を毎年度返していくと思うが、その1千万円プラス利息分の7割分がその年の交付税として上乗せされると、言い方は悪いかもしれないが、一旦返して、キャッシュバックされるとそういったイメージだと思っていただければいい。ただ、事実上はその分は貰える。合併特例債も同じ形である。普通交付税の中に上乗せされる。

【中嶋隆一委員】

・交付税というのは、要するに国からくるお金で、その中に入っているので差引すると3割しか返さないということか。

【自治地域振興課 小林副課長】

・はい。

【中嶋隆一委員】

・その3割は上越市が負担することか。

【自治地域振興課 小林副課長】

・そうである。自前の財源で負担するので、皆さんからの税収とかでお返しをしていかななくてはいけないという形になる。

【中嶋隆一委員】

・世の中、そんなおいしい借金は無いのではないか。

【自治地域振興課 小林副課長】

・結局は国の交付税でお金が来るので、その交付税の財源の中では支払している税金もある。また、今の状況なので借金をして交付税を国からいただいているという部分もあるので、最終的には何かしらの税収とかでカバーする形になる。

【平井達夫会長】

・それでは諮問第113号「上越市過疎地域自立促進計画案について」については諮問内容を適当と認め、答申してよいか。

**【委員】**

- ・「はい」の声多数。

**【平井達夫会長】**

- ・諮問第113号「上越市過疎地域自立促進計画案について」は諮問内容を適当と認め、答申する。(自治地域振興課職員は退席)
- ・諮問第112号「増村朴斎記念館の廃止について」及び諮問第113号「上越市過疎地域自立促進計画案について」の答申の確認については、私と副会長に一任させていただけるか。

**【委員】**

- 「はい」の声多数。

**【平井達夫会長】**

- ・それでは、最終的な答申書は私と副会長が確認する。次に(2)自主的審議事項について議題とする。最初に地域振興部会の報告をお願いする。

**【西田節夫座長】**

- ・部会として協議してないが、先回11月の時に皆さんに話しをした空き家対策について、町内会長さんの方へマニュアルを作って渡したいということで、話をさせていただき、事務局といろいろと相談をした。マニュアルを作るに当たっては、4月の新町内会長会議に新年度に推薦されて地域協議会に出てこられた方に、次の振興部会長として、説明をしていただきたいと思います。

**【平井達夫会長】**

- ・質問・意見がないので地域振興部会の経過報告は以上とする。次に健康福祉部会の報告をお願いする。

**【上原明紀座長】**

- ・健康福祉部会としては、特に新規に報告することはない。

**【平井達夫会長】**

- ・次に産業建設部会の報告をお願いする。

**【中嶋隆一座長】**

- ・(資料により説明)

**【平井達夫会長】**

・中嶋座長から説明があったとおりである。今日、午後から県の上越地域振興局地域整備部へ行って、県としては部長、副部長、計画調整課長、道路課長の4名が出席し、板倉まちづくり振興会の藤澤局長、期成同盟県道部会長、政党の板倉支部、私とオブザーバーで総合事務所の高嶋G長、ほか1名で6名、計10名の編成で会議を1時間行った。こういう経済情勢の中で非常に厳しいという話が、たくさん出てきた。

・平成28年度、来年4月1日から29年3月31日まで、この間の要望については市としては現状の路線4.2kmを2車線にするということで、要望を県へ上越市として出しているという実態である。11月6日、上越振興局として県庁に本年度は4.2kmを2車線という要望でエントリーしてある。

・非常に財政が厳しいということで、バブル崩壊の前の予算から比べると今、道路については10分の1の予算で、一般的な生活道路の補修、一部改修などにしか予算は回らないというのが実態のようである。

・平成29年度も4.2kmについては、やはり我々としてはお願いをしたいというのが大前提である。しかし、要望の方法としては500mから600mと区間を決めて、その中のカーブの部分を1.5車線にするとか、このような要望方式で、長さを絞ってやった方が非常にベターであるということを経理、道路課長等から発言があった。

・基本的には4.2kmの内、今年はこの500mから600mということで、絞って要望することにして1.5車線にしてほしい部分、カーブの部分ならカーブの部分ということで、皆さんの方で良く検討して、それを明示してくれと、そして29年度はここの500mから600mをお願いしたいと、こういうやり方の方が非常に分かりやすいのではないかとことを言っていた。

・今、県の県単としては1億円の予算であるので、道路でそういうような要望をしても、極端に言えば生活道路でもない訳で、なかなか難しい面があるので、道路のみだけでなく、その地域の振興、例えば農林関係ということで、道路以外も合体して両面でいかないと所期の目的は達成しないのではないかと。

・道路整備を1.5車線をお願いすることについては、光ヶ原の今後の未来像、いわゆる活用方法を合わせて、これを機会にこういうふうにしたいのだということを考える必要があるのではないかと。農業振興、そば等いろんなことをやっているが、新たな

ものを考えた方が、非常に説得力があるのではないかと saying。それから板倉区としてやはり振興策が必要で全体を見た中において、こうあるべきだということを説明する必要があるのではないかと、具体例がないのはなかなか難しい。皆、要望要求する時にはいろいろな具体的なことがきちっとなっているのに、少しやはり説得力がない。

・その例としては、1つの例を話されたが、スノーモービルの観光とか雪室、あそこには建物がある訳ですから、少し改造して雪を持ち込んで夏に利用する。こういう事例は近くには安塚区があるが、そういう具体例がないと説得力がないという話である。夏場においては、キャンプとかいろいろあれば、そういうものを付け加え具体例を示すことができないか。ただ道を広げてくれというだけでは弱いということ saying。

・観光資源の予算は皆無の状態、ほとんどお金がない。それと道路以外に例えば今、道路を拡幅するように saying。それ以前に何かいろいろなものがあれば、その事業を先にやった方がいいのではないかと saying。

・今盛んにアベノミクスではないが地方創生ということで、そういうものを利用してそういうものを作りながら、こういうことなのだから、そういうような進め方もあるのではないかと saying。

・連休前に除雪をして、通じるようにしてもらわないと困るという要望があるが、これについては雪崩という大きな人命という問題があり、その前に雪崩防止の方策を考えなくてはいけない。そこにも非常に高い費用がかかることから、現実には難しいということ saying。

・光ヶ原だが、県としてはやはり拡幅するところの登記を行う必要があるのに、「春先になったら、関田の住民の方とか町内会長、農家長等関係のある人とここを広げるという青写真を示しながら、登記できるか地権者と相談する必要がある。」という話があった。

・現状、平成28年度は2車線ということで県庁の方にも、そういうことでエントリーしているということだが、100%難しい感じである。平成29年度以降は今話したようなことを考えながら、知恵をしぼってということ saying。

【中嶋隆一座長】



・今の話を聞いて気持ちがしぼんだかという感じがするが、一応物事を進めるにあたり障害がつきものなので、勇気を奮ってチャレンジしたい。

**【小林良一委員】**

・事例でスノーモービルの話が出てきたが、やすらぎ荘のイベントとして雪上車でスノーモービルとかスキーをやりに行くという形で取り組んでいるが、現状ではせっかく上に上がって建屋に入っても火が使えないということで、建屋は消防法の関係か分からないが、一切使ってはだめと言われている。そういう1つずつの積み重ねで、どういうふうになれば使えるようになるかとか、いろんな取組を順次やっていかないと、ただ単にスノーモービルで上がればいいというのではなくて、受け入れ体制で建屋の中で暖房がとれるとか、そんなようなことも並行して行政との話し合いで進めていていただきたい。

**【西田節夫委員】**

・政党支部と地元の議員との話し合いについて、私は県会の議会の中で傍聴したことがあるが、その中で地元議員と話をさせていただいて、光ヶ原の話もした。貴方方は市会議員に話はするが、県道だから県会議員にまず相談してもらわないと困るという話をされていた。市会議員に話を市から振興局に上がっていくが、県道なのに、何故市会議員の方へ先に話をするのか、県道だから県議に話をしてもらいたいという話をしていたので、これから気をつけてほしいという気がする。

**【中嶋隆一座長】**

・私どもはあくまでもお願いしたのは、村山市長宛の書名を出したということである。これは政党筋の話は、その後の話であり、直接私どもが関与していない。だから市会議員がいるのに、それを飛び越えて県議に言ったとかは、私どもはあまり関知しないところであり、そういった話は知らない。

**【西田節夫委員】**

・県議と話した時には、そういう話なので今後県議に会ったらその時にやはり、まず、県議さんにまずそういう話をしてほしいという気がする。

**【中嶋隆一座長】**

・アドバイスとして受けとめておく。

**【平井達夫会長】**

・先ほども中嶋座長が話したように地域協議会として出させていただくということなので、非常に難しい問題であるが、ご了解いただきたいと思うが、よろしいか。

**【委員】**

・「はい」の声多数。

**【平井達夫会長】**

・それでは続いて、次に新しく部会を立ち上げた地域活動支援事業審査基準検討部会の報告をお願いします。

**【上野きみえ座長】**

(資料による説明)

**【上原明紀委員】**

・過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合の取り扱いについて、私個人は3回でいいと思う。

**【小林良一委員】**

・同じ提案でも、どうしても継続性の必要とする事業も出てくると思う。通常だと3回とするが、通年で長くやらなければ結果が出てこないとか、いろんな兼ね合いも出てくると思うので、その辺は逆に言ったら審議して、どうするかという形にしてもらうほうがいいのではないか。ただ一律に3回というと非常にきつい部分も出てくると思う。

**【西田節夫委員】**

・私はやはり上原委員と一緒に、3回でいいと思う。今までだって3回以上やっているところはある。審議によって、これはどうしても継続しないとうまくいかないなと思えば審議して決めていいわけである。もし、そういうことで次に4回目になったら審議をして決めていけばいいので、私は3回でいいと思う。

**【小林良一委員】**

・例えば4回目も出てきて、これを必要とするかの審議の部分を入れておいてもらえれば助かると思うが、3回で絶対に終わりですよという形になると、それで終わってしまう。4回目だが、どうしようという審議の余裕があれば、次のステップに進んでいくと思うが、逃げ道として3回目以降は地域協議会の中で審議をした結果、これは3回でだめですよという経過があれば生きてくるものも生きてくると思うが、た

だ単に回数が3回だからだめだというと、非常に限られた活動になってしまうので、1つの逃げ道としては全員の承諾を得れば4回目もOKだというような一文が入れば非常に助かる。

**【古海誠一委員】**

・小林委員と同じような意見だが、私も3回という回数制度はすべきではない。何故かと言うと、同一団体から出ると内容が違ってどうしても同一事業だとみなされてしまう。曖昧なところが出てくるので、回数制限はしないでもっとフリーに出して、それで且つこの地域協議会で審査して最終的な結論を出せばいいので、回数は削除してほしい。

**【上原明紀委員】**

・地域活動フォーラムの発表で6年間やって、7百万円以上も使っている。これは私に言わせれば異常だと思う。こういう金額があるのだったら、よっぽど貧しい人達に渡した方が、事業は違うが7百万円という金額を考えてもらいたい。6年間やって7百万円以上も使っている、そういうような単純に金があるから使うという考えは、やめてもらいたい。

**【丸山公星委員】**

・この条項を見ると3回目以降は選定しない、ただしが付いている。それを生かしておけば別に4回・5回というものもあった訳だから、あえて改正する必要が無いのではないかということでしょうか。3回目以降が出たら、その段階で協議していくということで、これについては現状の条文のままでいけば、問題解決できるのではということでしょうか。一応うたっておかないと、いつまで経ってもマンネリ化して事業が永遠に続くということは、今までの経過から言って出てきているのではないかと思う。

**【小林良一委員】**

・3回というのは規定です。一応、3回目以降については審議をするという形で入れておいてもらえばよい。

**【丸山公星委員】**

・入っている。

**【小林良一委員】**

・現状だと非常に3回というのが前面に出てきてしまい、3回だから打ち切りますと

いう形になるので、3回目以降は協議会で審議して継続するかどうかを決めるというような形の方がいいと思う。

**【中嶋隆一委員】**

・3回目を含むかどうかというと、これを見ると3回目はダメということである。2回はいいが3回目からはダメと読めるので、皆さんの意見を聞いていると、3回目、4回目みたいな話をされている。そこはやはり厳密に言っておいた方がいいと思う。つまり、表現が非常にきつい。小林委員の発言は、そういうことだと思う。

・「3回までを原則とする」とか、ぼやっと言って、逃げ道は、「ただし」である。そのようにした方が、ちょっとぼやけるが、いいかと個人的に思う。

**【上原きみえ座長】**

・皆さんの意見を基にして再度、部会の方で決めさせていただきたい。  
・3ページの配点の目安の所だが、今、1点から5点までだが、それに追加した形で、採択方針で否と付けた場合は0点とするということで、そのことを加えさせていただきたいと思うので、ご了承をいただきたい。

**【平井達夫会長】**

・その他質問・意見がないので、地域活動支援事業審査基準検討部会の報告は以上とする。第2回目の審査基準部会で最終案を決めて来月でも委員にお諮りしたい。なお、今、論議されている部分は、参考にまた鋭意検討させてもらう。

・次に(3)その他に移る。最初にやすらぎ荘の工事予定について、事務局の説明を求める。

**【山中G長】**

・やすらぎ荘の工事がある程度、進捗してきたので、途中経過として報告する。やすらぎ荘は、板倉区の観光にとって大きな柱の一つである。今年度は予算ベースで改修工事と営繕修繕を合わせて、約2千2百万円投入する予定である。現在、改修工事を2月に実施すべく事務を進めている。今週の18日には入札をかけ、施工業者も決まり、その後、業者を交えて詳細を詰める予定である。設計図面ができたので、工事の内容について説明したい。

・2月の工事は、予定として1か月間丸々かかるのではないか。工事の量、ボリュームがあり、1か月の休業を予定している。2月の改修工事として1階トイレ(男女別)

の改修工事、2階のフロントの改修工事、3階の客室にはトイレがないので8部屋の  
内、4部屋にトイレを設置する工事を行う。

- ・1階のトイレは現状の洗面所の所を男子トイレ、奥のトイレを女子トイレとしてそれぞれ入口を分けて設置する予定にしている。今、資料として出せばよいが入札中であり資料はない。ご承知願いたい。

- ・2階のフロントは、玄関入ってすぐ左側に窓があり受付としているが、そこを全面の壁を設置して、その手前にカウンターを設置してホテルのような形として事務室を見せないようにする。ハイカウンターを置き、その横には座って対応できるローカウンターを設置し、利便性を図りたい。

- ・左の方にあるスロープはカーペットにして、スロープや手すりを動かす予定である。

- ・3階の客室トイレは、各部屋の入口の横に設置する形で考えている。今現在そこには元々暖房ヒーターとか洋服入れ、押入れがあるが、暖房ヒーターは床の間のスペースに置く予定にしている。

- ・洋服入れを潰して広縁、窓側のスペースがあるが、洋服ダンス、正式名称ワードローブを新たに設置する予定である。

- ・押入れについては若干狭くなるが、お客様が使うものではなく、やすらぎ荘として使っているので、特段お客様に迷惑をかけないので、スタッフの方で何とか乗り切りたい。

- ・また、併せてトイレの洋式化の改修工事も予定している。3階の所に男女1つずつ和式トイレを洋式化にして、2階の正面玄関入って右側の所に男女1つずつ和式トイレも洋式化にする。

- ・さらに、女子の浴槽のタイルがはがれているので、11㎡ほど改修工事を行う。できれば営業ができない期間をなるべく短くしながら、これから決まった業者と検討したい。

- ・参考までに今年度行った工事として、駐車場の側溝の改修工事は終わっている。トイレのある洋式のトイレのウォシュレットの設置についても、それぞれ2階の洋式、脱衣所、1階の厨房トイレが終わっている。2階の竹の間の畳替えも終わっている。

- ・この度、客室8部屋の内4部屋トイレを設置するが、同一施設内で利便性に差が生じること、改修工事費にお金を相当かけていることから、市の中では使用料金の見直

しを検討している。

・詳細については、まだ説明できる段階でない。実施するとなると3月にオープンとなるので、4月から料金改定も想定されると思っており、3月の議会の上程となる。そうすると次回の1月の地域協議会で諮問となるかもしれないので、承知いただきたい。

・また、1月の報告の関連では、市では農村公園の見直しを進めている。具体的には現在、指定管理制度で地元の町内が中心となって農村公園を管理しているが、平成28年度からは指定管理制度ではなく、通常管理委託という方向で切り換えていこうと進めている。今現在は各町内会長と個別に協議している段階で、詳細は話せないが1月の地域協議会では正式に報告する。

#### 【西田委員】

・3階の客室、8室ある中で4部屋と話されたが、伊藤社長については3部屋しかできませんという話をしたが、今の段階で1部屋増えた。女性のお客のトイレが部屋がないのが嫌だという方が相当いるそうである。その中で部屋にトイレを付けないと女性のお客さん、特に若いお客さんが来ないということで、客室の方へトイレをつくるということで話をされた。トイレのあるお部屋とトイレのないお部屋と料金は1月の中で決めていくのだろうと思っているので、出てきた段階で報告をお願いしておく。

#### 【山中G長】

・今ほどの伊藤社長の3部屋という話ですが、積算をしていく中で事業費がだいぶ上がってしまったという経緯があり、3部屋というのは途中の段階で議論した内容である。その途中経過が伊藤社長の中で、まだあったかと思うが11月末の経営会議の中で、伊藤社長が来られた時に私の方で4部屋になりますという再度説明しており、本人も承知している。

#### 【西田節夫委員】

・今回は4部屋か。あと半分は全部やる予定はあるのか。

#### 【山中G長】

・今回は4部屋の改修工事をするが、これをやったことによって女性客の獲得というのが今回の目的だが、効果があるというのが分かった段階で検証した上で残り4部屋については考えたいので、今現在では特にやりますという返事はできない状況である。

**【平井達夫会長】**

- ・他に意見がないので、やすらぎ荘の工事については以上とする。
- ・次に平成27年度地域協議会の費用弁償に係る取扱いについて、事務局の説明を求める。

**【嘉島班長】**

- ・平成27年度地域協議会の費用弁償に係る取扱いについては、第1回地域協議会で説明済だが、再度説明する。今年度の変更点は自主的審議等に係る会議に係る費用弁償として1人当たり1,200円の2回予算化された。内容として地域協議会の部会、地域との意見交換会が対象となる。
- ・対象の基準として地域協議会の部会は、地域協議会とは別の日に開催する場合に支給する。その際、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、会議の開催報告等の手続きを踏むことまた、会議の内容について公開・非公開を問わず会議録を作成することとなっている。
- ・地域との意見交換会については、板倉区における小学校の在り方についての校區別意見交換会が6月と8月に4回ずつ計8回実施している。出席した分の費用弁償については、趣旨に沿っているので各委員へ費用弁償している。

**【武藤G長】**

- ・前回の地域協議会の時も説明させていただいたが、2階フロアの図書室の配置変更ということで、板倉郷土史愛好会から話があり月曜日に一部、元の資料室から図書室の方へ物を移動させての入替作業を始めさせていただいた。配置については、現場合わせみたいな形をされているので、はっきりどんな形になるか分からないが、ある程度しっかりした段階で改めて報告させていただきたい。その際は、配置図等を作って示したい。
- ・先ほどの過疎計画の中の大規模改造と改修の違いについては、学校における事業ということで、補助事業の名称という部分もあるが、改造については機能をより良くするというので、外壁を全部直すとか防水を全部するとかというイメージでお考えいただきたい。改修については限られた部分のトイレとか給食室という形になっており、落ちた機能を元に戻す、機能を維持するというイメージで捉えていただきたい。

**【古海誠一委員】**

- ・板倉中学校の大改造というのは、具体的には何をやるのか。

**【武藤G長】**

- ・これはまだ事業に搭載されただけで、具体的に何をするかについては決まっていない。

**【平井達夫会長】**

- ・ほかに質問・意見がなければ、これで本日の協議事項を終了する。本日の会議録の確認は、中嶋委員にお願いする。なお、次回の地域協議会の日程については、事務局から説明をお願いする。

**【山岸G長】**

- ・次回の地域協議会の日程については先週、次第と資料を送付した際に、次回を1月19日火曜日としていたが、1月26日火曜日に1週遅らせてお願いしたい。理由は、先ほどの山中グループ長の方から話が出た「やすらぎ荘の改修工事」に伴い条例改正があり、1週間だが事務的に内部的に間に合わないと想定されるので、1週遅れの1月26日でお願いしたい。

**【平井達夫会長】**

- ・委員の都合はどうか。

**【委員】**

- ・「はい」の声多数。

**【平井達夫会長】**

- ・1月の26日火曜日午後6時から実施する。

**【久保田次長】**

- ・以上で本日の日程を終了する。

**【大口ハル子副会長】**

- ・閉会の挨拶

10 問合せ先

板倉区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：0255-78-2141（内線123）

E-mail：[itakura-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:itakura-ku@city.joetsu.lg.jp)

11 その他



別添の会議資料もあわせてご覧ください。